

福岡県国土利用計画（第五次：仮称）策定基本方針（案）

国土利用計画法第 7 条の規定に基づく、福岡県国土利用計画（第五次：仮称）（以下「第五次県計画」という。）の策定のための基本方針を次のとおり定める。

1 県計画策定の趣旨

福岡県の国土利用計画は、土地基本法（平成元年法律第 8 4 号）第 7 条にいう地方公共団体の責務として、また、国土利用計画法（昭和 4 9 年法律第 9 2 号。以下「法」という。）第 7 条の規定に基づき、県土が現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であるという認識のもとに、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図ることを目的として策定するものである。

今回の策定は、県計画の基本となる全国計画が新たに策定（令和 5 年 7 月）されたこと及び現行計画策定後の社会経済情勢の変動により、土地利用の在り方が大きく変わってきたことに対応するために行うものである。

なお、法第 9 条の規定に基づき策定する県土地利用基本計画（平成 2 2 年 3 月決定）は県国土利用計画を基本とすることから、今回両計画を一体的に策定するものとする。

2 計画の名称

福岡県国土利用計画（第五次：仮称）（以下「第五次県計画」という。）とする。

3 計画の性格

第五次県計画は、総合的かつ計画的な県土の利用に関する長期構想であって、国土利用計画（市町村計画）及び福岡県土地利用基本計画の基本となるとともに、県土の利用に関する行政の指針、県土利用についての各種計画の基本となるものである。

4 基準年次及び目標年次（県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標）

令和 4 年を基準年次とし、令和 1 7 年を目標年次とする。

5 計画の内容

第五次県計画は、法施行令第 1 条の規定により、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 県土の利用に関する基本構想

法第 2 条の基本理念に即して、県土利用の基本方針及び県土の利用目的に応じた別表 1 の区分ごとの県土利用の基本方向を明らかにする。

(2) 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

(1) の県土の利用に関する基本構想に即して、令和 1 7 年における県土の利用目的に応じた区分ごとの目標面積を示すとともに、別表 2 の 4 地域を基本とした目標年次における規模の目標の地域別の概要を示す。

(3) 目標を達成するために必要な措置の概要

(1)及び(2)に掲げる目標を達成するため、土地利用上必要とされる保全、転換及び有効利用等に関する措置について、その概要を明らかにする。

6 策定体制等

第五次県計画は、企画・地域振興部が庁内関係部局（行政委員会を含む。）の協力を得て、その作成に当たるものとする。

なお、その作成に当たっては、関係機関等の意向を十分に反映するため、次のような措置をとる。

(1) 福岡県土地利用連絡会議における調整

第五次県計画の作成に必要な事項についての調査・調整は、福岡県土地利用調整会議の幹事会において行い、その最終的な庁内調整は、福岡県土地利用連絡会議において行う。

(2) 福岡県国土利用計画審議会

福岡県国土利用計画審議会（以下「審議会」という。）において、専門的意見を聴取する。なお、第五次県計画の策定に必要な内容を調査審議するため、臨時委員を委嘱することとする。

(3) 市町村長の意向の反映

法第7条第4項の規定に基づく第五次県計画への市町村長の意向の反映のため、担当者会議の開催など必要な措置をとる。

7 市町村長及び審議会の意見の聴取並びに県議会の議決

法第7条第3項の規定により、市町村長及び審議会の意見を聴取する。

また、福岡県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件として定める条例（平成16年福岡県条例第51号）第2条第2号及び第3条の規定に基づき、県議会の議決を経て定めるものとする。

8 策定スケジュール

令和7年	1月～3月	基本方針決定及び計画骨子案取りまとめ
	4月～6月	臨時委員の委嘱 計画骨子作成
	7月～12月	計画案の中間取りまとめ及び計画素案作成
令和8年	1月～3月	計画素案の取りまとめ パブリックコメント実施 市町村長の意見聴取
	4月～6月	原案作成及び最終調整 国土利用計画審議会に対する諮問・答申 県議会へ議案提出 国土交通大臣への報告及び要旨の公表

別表 1

福岡県国土利用計画における利用区分

利 用 区 分	
1 農用地	6 宅地
(1) 農地	(1) 住宅地
(2) 採草放牧地	(2) 工業団地
2 森林	(3) その他の宅地
3 原野	7 その他
4 水面・河川・水路	市街地
5 道路	

別表 2

福岡県国土利用計画の地域区分

地域名	広域地域振興圏域	地域内市郡名			
福岡	福岡市	福岡市	筑紫野市	春日市	大野城市
	筑紫	宗像市	太宰府市	古賀市	福津市
	糟屋中南部	朝倉市	糸島市	那珂川市	糟屋郡
	宗像・糟屋北部	朝倉郡			
	糸島				
筑後	朝倉				
	八女・筑後	大牟田市	久留米市	柳川市	八女市
	久留米	筑後市	大川市	小郡市	うきは市
筑豊	有明	みやま市	三井郡	三潁郡	八女郡
	直方・鞍手	直方市	飯塚市	田川市	宮若市
	飯塚・嘉穂	嘉麻市	鞍手郡	嘉穂郡	田川郡
北九州	田川				
	北九州市	北九州市	行橋市	豊前市	中間市
	遠賀・中間	遠賀郡	京都郡	築上郡	
	京築				